

		<p><福祉車両以外の自動車を使用する場合> ~平成19年9月末日まで適用が猶予されている</p> <p>上記の①又は②が絶対条件 運送者は次のいずれかの要件を備えているものとする。</p> <p>ア 介護福祉士の登録を受けていること イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること ウ イを附するものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること</p> <p>運送者が上記の要件を備えていない場合には、上記要件のいずれかを備える者を乗客させなければならない(この場合2名以上となる)。</p> <p>(施行規則第51条の16第3項)</p> <p>※この講習は「セーフティ等運送者講習」という名称であり、北海道内で(財)北海道移動移動サービス協会(SITネオ北海道)が国土交通大臣の認定を受けている。</p> <p>※これを有する要件として、社団法人全国乗用自動車連合会等(財団法人福祉輸送サービス協会、社団法人シルバーサービス振興会)が行うケア輸送サービス従事者研修を受講したものであること。</p>
5	損害賠償措置	<ul style="list-style-type: none"> ・対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること ・保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと ・自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと <p>法第51条の22の告示で定める事項 (平成18年国土交通省告示1171号)</p>
6	運送の対価等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。 <p>以上は「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の内容</p> <p>※参考 旭川地域の小型上限運賃は 初乗り1.4km まで550円、以後322m 毎に80円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客から収受する対価をあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。(施行規則第51条の14第2項)
7	管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理責任者の選任その他運行管理の体制整備 (施行規則第51条の17) <p>※乗車定員10人以下の福祉有償運送自動車5台以上の運行を管理する事務所は、当該事務所ごとに事務所が運行管理する福祉有償運送自動車数を20で除して得た数に1を加算して得た人数を運行管理責任者として選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転のための確認記録及び乗務記録の作成義務 (施行規則第51条の18) ・運転者台帳及び運転者証の作成義務(施行規則第51条の19) ・整備管理責任者の選任その他整備管理の体制整備(施行規則第51条20) ・事故発生時の対応に係る責任者の選任及びその他連絡体制の整備 (施行規則第51条の21) ・苦情処理体制を整備し、苦情の申出を受け付けた場合の記録整理義務

		(施行規則第51条の26)
8	法令遵守等	<p>・登録の申請を受けようとする者が、次のいずれかに該当していないこと。</p> <p>①申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>②申請者が法第79条の12の規定(業務の停止及び登録の取消し)による登録の取消しの日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>③申請者が未成年者又は成年被後見人である場合で、その法定代理人が①又は②に該当している者であるとき。</p> <p>④申請者が法人である場合で、その法人役員が上記①から③のいずれかに該当している者であるとき。</p> <p>⑤市町村運営協議会における協議が調っていない者であるとき。</p> <p>⑥施行規則第51条の9に定める必要な措置を講じていない者であるとき。 (施行規則第79条の6第1項に定める登録拒否要件)</p> <p>・変更登録を受ける場合は、上記の⑤又は⑥に該当していないこと。 (法第79条の7第2項)</p> <p>・自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の適正診断を受けさせなければならない。 (施行規則第51条の16第2項)</p>